

令和5年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年4月5日（水）午後2時 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	5番	坂本 正敏
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子	9番	岡村 栄一
10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔
14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 岡田 正治

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮
推13	宮永 義一	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	係長	園木 俊範
参事	磯野 真悟	主任	酒井 史浩	主任	田尻 雅明
会計年度任用職員	平本 和大		小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
第15号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
第17号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第11号 農地の形状変更届について
第12号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） それでは、ただいまから開会いたします。

本日は農業委員19名のうち18名の御出席であります。

農地利用最適化推進委員19名のうち、今現在17名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。

新年度の最初の総会ということで出席をいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございます。

それから、先月の総会の後の懇親会ということでありました。久しぶりにいい雰囲気だったかなあとと思います。本当にありがとうございました。

新しい局長からお話がありましたけれども、4月人事異動ということで事務局も新しくなりました。新しい事務局体制ということでございますので、皆様方の御協力をまたよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、新しい体制になりましたので、先月も懇親会をしましたけれども、またどこかで一緒になって、皆さん方とそういう会を開かれたらなと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年度、今いろいろあつてはいますけれども、昨年度基盤強化促進法等の一部が改正されました。それに向けて少し動きが出てきているようです。先月3月20日だったですかね、農業会議の臨時総会があつて、熊本農業の最適化推進運動というのは方針としてはあるんですけれども、その取り組みの一つ地域計画ですね、とにかく令和6年度までに実施計画を作らないかんということで、そちらのほうもこれから2年間はですね、それに向けて最重点的に取り組んでいこうというふうな位置づけで運動をするというような話があつてはいました。そういう動きになってくると思ひますし、農業委員会もですね、これから農地利用状況調査、利用意向の調査、アンケートとかそういうのを取りながら、素案、目標値ですかね、素案ということの作成に入っていくと思ひますので、御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで新年度の議題のほうに入っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日は、議第14号から17号まで78件の議案審議、それから第10号から12号までの30件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号9番の岡村栄一委員と10番の澤村哲志委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお願いいたします。

併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手でお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 1ページをお願いいたします。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、岱明町と立願寺の申請人で、岱明町庄山の畑2,483㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。

2番、大浜町の申請人で、寺田の畑1,475㎡を農業者年金再設定のため使用賃貸借権を設定するものです。

3番、伊倉北方の申請人で、伊倉北方の田135㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、大阪府和泉市と大倉の申請人で、大倉の畑763㎡を弟へ贈与するものです。

5番、伊倉北方と両迫間の申請人で、安楽寺の田3,785㎡外2筆、計7,443㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。

6番、福岡県みやま市と福岡県粕屋郡志免町の申請人で、三ツ川の畑6,021㎡外1筆、計12,776㎡を子へ贈与するものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町中土の田697㎡外2筆、計1,579㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。

8番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の田533㎡外1筆、計1,092㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

3ページをお願いします。

9番、天水町の申請人で、天水町立花の田1,299㎡外1筆、計2,508㎡を子へ贈与するものです。

10番、天水町の申請人で、青野の樹園地14,384㎡のうち11,019㎡を農業者年金受給のため親子間の使用貸借権を設定するものです。

以上10件、合計41,273㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る3月30日及び31日に地元委員同道の上、現地調査を行っています。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくをお願いいたします。

それからまた連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは1番からお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

隣接地は自動車学校の南西700mぐらいです。賃貸人は労力不足、賃借人は規模拡大、何ら問題ないと判断します。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件について御説明します。

農業者年金受給のため、親子間の使用権貸借を設定するもので、何ら問題ありません。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。3番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。申請地の田135㎡に隣接する農地を所有している譲受人に売買するものです。譲受人の労働力及び機械等の所有状況も問題なく、許可相当と思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は兄弟で、遠方在住の譲渡人の要望により、申請地の近隣で耕作している弟へ贈与するものです。タマネギ、じゃがいも等、全面農地として利用されること、現地調査した結果、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。5番の案件について説明します。

貸出人は労力不足、借受人は規模拡大、借受人の経営面積は926㎡ですが、何ら問題はなく、許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いします。

○推9番（平野雅久君） 推進委員の9番、平野です。6番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子の関係で、現在は県外に住まわれておりますけど、贈与される畑は適切に管理されており、別に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番は同じ委員ですので、続けてよろしくをお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。7番、8番の案件について説明します。

7番の案件についてまず説明します。

申請農地は労力不足、賃貸人から規模拡大の賃借人へ賃借権を移動するものです。現地確認を30日にいたしました。特に問題ないと思われます。許可相当と思います。以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

8番の案件について説明いたします。

8番の案件は、譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。申請農地は譲受人の要望で経営拡張のため売買を希望するものです。申請農地は譲受人の自宅の前の農地であります。現地確認した結果、特に問題ないと思います。許可相当と思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。9番の案件について説明します。

譲渡人の父が農業後継者の子である譲受人に農業経営の経験を学ばせるために贈与するものです。問題ないと思いますので、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番、坂門です。10番の案件について御説明申し上げます。

使用貸人と使用借人は親子間で、農業者年金受給のための設定の貸借契約です。何も問題ものと考えますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。10番の案件についてちょっとお聞きしたいんですけど、これ農業者年金受給のための契約ですけど、91歳の方が農業者年金をもらえるんですか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。10番の案件については、使用貸人については、農業者年金受給中の方になりますので、お子さまと経営移譲年金受給のために契約をする必要があったということです。以上です。

○5番（坂本正敏君） 私が説明した2番の案件とは違う、再設定じゃなくて初めての設定ですか。今まではもらいよんなはらんだったですか。

○議長（下川 安君） はい、事務局のほうからお願いします。

○事務局次長（西山美和君） 事務局の西山です。この案件はですね、経営移譲する前に第三者へ貸し出した分が、もう相手の方が作らないということで返還になって、それから自分で取得していると年金が止まるので、後継者へ貸されたという案件です。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかに御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第14号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第15号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は2件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議第15号につきましては差し替えのほうをお配りし

ていると思いますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

4ページになります。

議第15号農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番の申請物件は、大浜町の田471㎡で、転用目的は農業用施設、農業用倉庫及び駐車場です。備考欄の原因により計画を変更するものです。

2番の申請物件が、天水町立花の田517㎡外1筆、計964㎡で、転用目的は大型車両及び従業員駐車場、農業用倉庫及び車庫で、備考欄の理由により計画を変更するものです。

以上2件、1,435㎡を提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から2番につきまして、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

それでは1番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。1番の案件について説明いたします。

これ当初は簡単な施設を設置予定でしたが、農業機械や車両を購入し、経営状況が変化したため、収容能力の高い倉庫が必要となったことから計画を変更するものであります。

現地確認時において、給排水計画また被害防除計画等につきましても何ら問題ないと確認いたしております。どうぞ皆さん、御審議よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。2番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から北に600m、バス路線に沿い住宅が建ち並ぶ青果食品会社と隣接する場所です。この案件は昨年5月の総会で許可されたものでありますが、建築資材の高騰等があり、農業用倉庫の建設を取り止め、従来計画の従業員駐車場、車庫に加え、大型車両駐車場を整備するものです。

以上、現地確認した結果、問題はないと思いますので、御審議のほうをよろしくをお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事業計画変更承認申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第15号事業計画変更承認申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第15号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。このうち受付番号6番は、玉名市農業委員会会議規則第12条の規定により、議事参与の制限がございます。本田委員が該当するために受付番号6番を除いて、受付番号の1番から10番まで先に採決をして、6番の審議前に本田委員の退出を求めたいと思います。

また、議第16号の受付番号10番につきまして始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。まずは事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いします。

議第16号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑346㎡で、転用目的はクヌギ植栽です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑665㎡で、転用目的は個人住宅兼英語教室及び駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑357㎡で、転用目的は宅地分譲4区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6ページをお願いします。

4番、申請物件が山田の畑、現況介在畑265㎡で転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が北坂門田の畑1,217㎡外1筆、計1,691㎡で転用目的は資材置場、犬専用運動場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が富尾の畑962㎡で、転用目的は防災用の調整池です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町鍋の畑264㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第10号21番と関連しております。

7ページをお願いいたします。

9番、申請物件が天水町野部田の畑236㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が天水町小天の樹園地1,452㎡のうち275.5㎡外1筆、計1,054.8㎡で、転用目的は農産物加工所、農業用倉庫、農産物販売施設及び駐車場です。申請地は農用地区域内にある農地であり原則許可はできませんが、農振法第8条の第4項に規定する農業事業計画において、農業の用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上9件、5,840.8㎡につきましては、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る3月30日及び3月31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の6番を除いて、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。それから連続して説明される場合は続けて説明をよろしくお願ひします。

それでは1番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

これは先月継続審議案件となっていました同申請人の過去の転用分について、進捗状況が報告されていたことを確認しましたので、今回は問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2番の案件について御説明いたします。

申請地は市営団地南東300mぐらいです。転用目的は個人住宅兼英語教室、転

用面積は665㎡、事業面積は665㎡、建築面積は89.43㎡、木造平屋建て、進入・駐車スペースが481.97㎡、庭、その他93.6㎡、給排水計画は、給水は北側道路の上水道、生活雑排水、汚水は北側道路の公共下水道に排出する。雨水は北側道路の側溝に排出する。被害防除計画、周囲に農地はなく、盛土をしてあって整地のみなので土砂の流出など被害はないと思われる。万が一週りに被害が発生したときは、転用者が責任を持って対処する。

現地調査の結果問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番は同じ委員なので続けてよろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は医療機関そばにあります。転用面積は1,250.83㎡のうちの357㎡です。分譲地4区画を予定しています。給水は市上水道を利用、雨水は敷地内に雨水枡を設け道路側溝へ流す。生活雑排水、汚水は市下水道、境界にはブロックまたはL字型ブロックを設置、周辺農地等に被害が生じた場合は申請者が責任を持って解決するそうです。

以上、調査した結果問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地は飲食店のそばにあります。転用面積は265㎡、駐車場として利用、給水なし、生活雑排水、汚水なし、雨水は自然浸透、オーバーフローのときは西側溝へ流す。被害が生じた場合、申請人が責任を持って対処するとのことでした。

以上、調査した結果問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。5番の案件について説明します。

申請地は国道208号線、玉東町稲佐交差点から南に500mほどの場所です。転用目的は資材置場及び犬用運動場建設のためです。譲受人は足場資材を所有していますが、現在その保管場所を借りている。また、今後ドッグラン計画していること、この2件の条件を満たすためには、一定の広さがあり、人口流出を避けたいため今回の土地の選定になりました。また、隣接地の宅地、建物も同時購入、使用する予定です。ドッグランとして利用する場所については、テント1基、給排水計画については、隣接宅地の水道を利用する。雨水については自然浸透、被害防除計画については、盛土、切土工事は行わない。土砂等の流出がないように十分配慮する。万一周辺農地に被害を与えたときには、譲受人が責任を持って解決するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件7について御説明いたします。

申請地の場所は玉名バイパス九看大交差点より東へ約400mぐらいのところ です。土地の選定理由として、玉名三ツ川産業団地、今、造成中で、排出土、山砂の土量が多く、持ち出し先も遠く、有効活用するため排出場を探していたところ、本件の申請地の西側部分が谷間になっているため、客土し、転圧しながら、盛土、嵩上げ工事を行う予定で、その際、雨水等で処理が必要となるため、また、地元下流に被害を出さないように事前に防災用の調整池を設ける目的で申請地を選定したとのことです。造成後の利用目的はクヌギを植えるとのことです。転用面積962㎡、申請地の周辺は東側、隣接地以外の北側、南側は、申請地より約20mぐらい高い山林となっており、申請地が一番低く、また狭い崖になっているため、雨水は自然とここに集まってくるので、ここに防災用の調整池を設け、雨水等の流出を一時的に貯水しながら、造成した防災用の調整池を経由させて下流へ流す。工事中、また工事が終わって問題が発生した場合は、申請者が責任を持って対処するとのことでした。

現地確認したところ問題はないので、許可相当と思います。御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。8番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は老人施設の看板から左側に50mぐらい行ったところ です。面積264㎡のうち建設面積は115.39㎡の2階建てです。農地との境がある西側はブロック3段にうったため、ブロックはフェンスを設けるそうです。また、南側も同じようにするそうです。給水は市の上水道を使用するそうです。生活排水、汚水については市の下水道を使用するそうです。雨水は浸透柵を敷地内に設置し、側溝に流すそうです。万が一途中で農地等に被害が生じた場合、また生じる恐れがある場合は、申請者が責任を持って解決するそうです。

審議のほどよろしくをお願いします。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○17番(中山一久君) 農業委員17番、中山です。9番の案件について説明します。

申請人は、熊本県荒尾市において不動産賃貸業をメインとして、その他建築業も始めました。今後会社としては玉名方面も視野に入れながら業務の展開を考えておりまして、今回も本件土地の隣接地である宅地建物を賃貸物件として購入する計画ですが、同時に本件土地も取得することにしました。その理由は、今後玉名方面地域の物件を取得した場合には、その取得物件の維持管理のために建物の修繕などをするために資材保管地が必要であることです。このため申請人は、本件土地の建築事業のための資材等を保管する資材置場を設置しようと考えています。本件土地は敷地奥にあるため、特に周辺に迷惑をかけることなく、資材置場の環境として良好と判断して設定しました。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

続きまして、申請番号10番につきましては始末書が添付されておりますので、委員の説明の前に事務局の担当者が始末書を読み上げます。お願いします。

○係長(園木俊範君) — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長(下川 安君) 受付番号10番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく申し上げます。

○推18番(後藤雄一君) 推進委員18番、後藤です。10番の案件について説明します。

申請地は温泉施設の南に100m、花苗販売店のすぐ下の場所です。先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、舗装がされていますが、社会福祉法人で障がい者の方々が作業をする農産物加工所、販売施設でもありますし、保育園の避難場所にも利用するという事です。また、給水は市の水道、排水は地区の承諾を得て排水路に流します。何ら問題はないと思います。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

5条申請受付番号6番を除いて10番まで9件について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移りたいと思います。

議第16号農地法第5条の規定による許可申請9件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく申し上げます。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第16号、6番を除いて1番から10番までの申請については、許可することに決定いたしました。

ここで受付番号6番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、本田委員の退室を求めます。

— 8番 本田多美子君 退室 —

○議長(下川 安君) 本田委員が退室されましたので、審議のほうを行います。

それでは事務局より6番の説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) それでは、再度6ページをお願いいたします。

6番、申請物件が中坂門田の畑393㎡、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、農業用地であることから許可は可能となっています。

申請内容につきましては、農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。また、ほかの案件と同様に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、それでは事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○推6番(縄田伊知郎君) 推進委員6番、縄田です。6番の案件について説明いたします。

転用目的は農業用倉庫です。場所はスーパーマーケットから南に700mほど行ったところです。現在農業用倉庫として利用している倉庫が古く雨漏りする状態なので、倉庫を申請地に新築するという計画です。土地の北側は申請人の自宅になっており、東側は宅地、西側と南側は道路に面しております。給排水計画としましては、給水は農業用倉庫なのでなし、排水計画としましては、雨水の処理方法、雨水は埋設の浸透柵に流した後、南側の側溝に流すそうです。被害防除計画については、農地の方に土砂の流出、堆積、崩壊などのないよう十分配慮して考慮し、造成後の防除方策については、隣接道路の一部に擁壁を設置して土留めをするそうです。

現地調査の結果、問題ないと判断いたします。御審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

5条申請、受付番号6番につきまして委員の説明が終わりましたが、皆様

から御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。この現地調査の件についてですね、これは本田委員も同席されたんですか。それをちょっと聞きたい。

（同席しましたの声あり）

○5番（坂本正敏君） 審議には外れて現地調査には同席するというのはいかがなものかなとちょっと今思ひまして、これは問題ないですかね。

○事務局長（二階堂正一郎君） 申請人として同席されたということです。

○5番（坂本正敏君） わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第16号農地法第5条の規定による許可申請、受付番号6番について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第16号、受付番号6番について、許可することに決定いたしました。

これで議第16号につきましては採決が終わりました。

ここで本田委員の入室を求めます。

— 8番 本田多美子君 入室 —

○議長（下川 安君） 本田委員が入室されましたので、引き続き審議のほうを行いたいと思います。

次に、議第17号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は56件です。

では事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページをお願いいたします。

議第17号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから10ページまでの総括表、11ページから15ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が7件、7,044㎡、利用権設定が44件、132,846㎡、合計51件、139,890㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第17号農用地利用集積計画の決定について、51件につきまして、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） 採決の結果、異議なしと認め、議第17号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。報告第10号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第11号農地の形状変更届について、報告第12号許可不要転用届についての30件を事務局より併せて報告いたします。

よろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページをお願いします。

報告第10号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、16ページから21ページまでの25件、合計108,808㎡の解約通知を受理しています。

続きまして、22ページをお願いします。

報告第11号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回2件、811㎡を届出理由に記載のとおりで受理しております。

続きまして23ページをお願いいたします。

報告第12号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和5年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、天水町小天の畑2,714㎡のうち100㎡を農業用倉庫の建設用地として。

2番、大浜町の田581㎡のうち4㎡。

3番、岱明町鍋の畑1,034㎡のうち4㎡。

4番、岱明町鍋の畑542㎡のうち4㎡の3件をいずれも携帯電話無線基地局として受理しております。

以上4件、合計112㎡の許可不要転用届を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定をしておりました議案審議、それから報告が終わりましたので、これをもちまして令和5年第4回の農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後2時58分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年4月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 岡村 栄一

農 業 委 員 澤村 哲志